

高等学校等就学支援金の手続きについて

- 授業料を負担していただくかどうかを決定する大切な手続きです。
- 申請を希望されない方も含め、全員原則オンライン申請システムへの入力による手続きが必要です。
※オンラインでの申請入力ができない場合は、紙書類による申請も可能なため、学校事務室までご相談ください。
- 判定基準（おおよその目安年収910～1090万円程度。扶養控除対象者等により異なる）
市町村民税の課税標準額 × 6% — 市町村民税の調整控除の額 < 304,200円

- 注1 提出期限を過ぎて申請される場合、授業料を納付いただく月が生じる場合があります。
- 注2 申請を過去に遡って行うことはできません。申請があった月又はその翌月からの認定となります。
- 注3 就学支援金の審査期間中、経済的な事情により授業料の納付が困難な場合は、徴収猶予を受けられる場合がありますので、事務室までご相談ください。
- 注4 上記判定基準により、所得制限のため就学支援金不認定となった場合は、高校生等臨時支援制度を受けることができるため、授業料を納付いただく必要はありません。

○ 申請手続きについて

	就学支援金の申請を 希望 する	就学支援金の申請を 希望 しない ※4
申請に必要なもの	オンライン申請システムログインID・パスワード通知書 (学校から配付)と以下のいずれか ・個人番号カード ・個人番号通知カード等 ・課税証明書等	オンライン申請システムログインID・パスワード通知書 (学校から配付)
オンライン申請手順	①ログインー【申請・変更手続き】メニュー選択 就学支援金－受給資格認定申請(初回) ②生徒情報、学校情報入力 ③保護者等情報入力 ※1 ④申請情報入力 ※2 ⑤収入情報入力 ※3 ⑥申請確認・電話番号及びメールアドレス入力 ⑦申請完了	①ログインー【申請・変更手続き】メニュー選択 就学支援金－受給資格認定申請(初回) ②生徒情報、学校情報入力 ③保護者等情報入力 ※1 ④申請情報入力 ※2 ⑤申請確認・電話番号及びメールアドレス入力 ⑥申請完了

- ※1 申請者用操作マニュアル「就学支援金」11ページのフローチャートを参考に入力してください。
- ※2 申請を希望する場合は、「受給資格認定申請(収入状況届出)を提出します。」を選択してください。
申請を希望しない場合は、「受給資格認定申請(収入状況届出)を提出しません。」を選択してください。
申請を提出しない場合、高校生等臨時支援制度を受けることができません。
- ※3 収入情報等は以下のA～Dのいずれかの方法で提出してください。

A: 個人番号カードを使用して自己情報を登録する

国が提供するマイナポータルアプリから、個人番号カードを利用して収入情報等を取得し提出
※個人番号カードを所持していない場合や、税の申告をしていない場合は利用不可

B: 個人番号を入力する

個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票等をもとに、個人番号を入力し提出
※一度個人番号を提出すると、次回以降の個人番号入力は原則不要
※税の申告状況・主たる生計維持者の収入状況により、後日課税証明書等の提出をお願いする場合があります

C: 所得確認書類等を画像添付にて提出する

スマートフォンのカメラで撮影するなどして課税証明書・生活扶助受給証明書等の所得確認書類を画像化し、提出
※所得確認書類は市町村役場で「高等学校等就学支援金の申請に使用する」旨を申し、発行を受けてください
発行手数料はご負担ください
※課税証明書で市町村民税の調整控除の額が確認できない場合、別紙様式「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)」により証明(発行)を受けてください
※勤務先から配付される「特別徴収税額の決定・変更通知書」や、市から送付される「納税通知書」は使用不可
※原則、保護者等全員分の提出が必要ですが、片方が主たる生計維持者の控除対象配偶者である場合、片方の保護者分の提出を省略できる場合があります(別紙計算シート参照)
※課税証明書等は、申請の都度提出する必要があります

D: 所得確認書類等をシステム外で学校へ提出する

画像化できない場合など、課税証明書等を紙書類で学校へ提出

- ※4 就学支援金の申請を希望しない場合、高校生等臨時支援を受けることもできないため、授業料をご負担いただきます。
(年額 全日制118,800円)